

平成 28 年度大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 28 年 9 月 6 日 (火)

13 : 57 ~ 16 : 01

於：此花会館

3 階 大ホール

平成 28 年度 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
 - (2) 環境モニタリング調査について
 - (3) 平成 28 年改正 P C B 特別措置法の概要
 - (4) その他
4. 閉会

○棚橋係長（司会）

では、定刻より少し早いですけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから「第7回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループの棚橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、傍聴席の皆様には、あらかじめご説明させていただきました遵守事項に従いまして、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の岩橋からご挨拶をさせていただきます。

○岩橋部長（大阪市）

皆さん、こんにちは。大阪市環境局環境管理部長の岩橋でございます。

本日は、有識者の皆様、環境省をはじめ関係者の皆様には、大変お忙しい中、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は本市の環境行政各般にわたりましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、平成 28 年度の第 1 回目の公開の場による当監視部会となりますが、これまで有識者の皆様から貴重なご意見やご指導をいただくとともに、関係者の皆様のご理解とご協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、通称 JESCO 大阪 PCB 処理事業所におけます近畿 2 府 4 県内の PCB 廃棄物の処理は、平成 18 年 10 月に操業が開始されて以降、おおむね順調で、安全かつ適正に進められております。

しかしながら、全国的に見ますと JESCO の処理施設ごとの計画的処理完了期限は、早いもので平成 30 年度末、遅いものでも平成 35 年度末と切迫しておりまして、現在もなお高濃度 PCB 廃棄物の処分を委託していない事業者や、あるいは高濃度 PCB 使用製品を使っている事業者もいまだに存在し、期限内処理の達成は容易な状況ではありません。

こうした状況を踏まえまして、国において一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度措置を講じるために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律、これが本年 5 月 2 日に公布され、8 月 1 日から施行されております。ここでは、高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務づけによる改善命令の発出や、報告徴収・立入検査権限が強化されるなど規制指導を行う私ども自治体の責任も重くなっておりますが、後ほど具体的な内容につきまして、環境省のほうからご説明をいただけると考えております。

今後も、大阪 PCB 処理事業所の計画的処理完了期限であります平成 33 年度末までに処理が完了できるよう、PCB 使用機器を使用・保管している事業者に対して指導を強化いたしますとともに、本日、お集まりいただきました近畿 2 府 4 県 14 市を含めた関係地方公共団体、そして、電気保安関係団体をはじめとする事業者団体などとの連携を一層強化し、一日でも早く確実かつ適正に処理が完了するよう努めてまいります。

そのためには、大阪 PCB 処理事業所が行う PCB 廃棄物の処理状況などの情報を公開することによりまして、地元の皆様方をはじめ関係者のご理解を深めていただくことが大変重要であり、本監視部会は客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしているものと考えております。

本日の部会でございますが、議題は、「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗」、「環境モニタリング調査」、そして「平成 28 年改正 PCB 特別措置法の概要」についてとなっております。私ども本日の監視部会においていただきましたご意見を踏まえまして、引き続き PCB 廃棄物の早期適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○棚橋係長（司会）

続きまして、本日は、環境省産業廃棄物課から中尾課長様及び福井課長補佐様にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○中尾課長（環境省）

皆さん、こんにちは。この 7 月 1 日付で環境省におきまして産業廃棄物課長を拝命しました中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当補佐の福井のほうもこの 6 月末にかわりまして、兩名かわっております。日ごろから PCB 廃棄物処理の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。もう既に大阪市の岩橋部長様からお話がございましたので、長くはご挨拶いたしませんけれども、ご挨拶の中にごございましたように高濃度 PCB につきましては、大阪をはじめとする全国 5 カ所の処理施設におきまして、現在処理を進めているところでございますけれども、これらの処理の推進につきましては、立地地域の関係者の多大な理解とご協力の上で進められているものと認識しております。早いところでは、西日本のエリアではあと掘り起こしの完了まで 1 年半あまりという状況の中で、今回、通常国会におきましては、PCB 特別措置法の改正をする法律を環境省のほうから提出させていただきまして、その法律が無事成立いたしましたので、8 月 1 日から施行されてございます。その内容につきましては、後ほどご説明させていただければと思いますけれども、いよいよこれから期限内の処理完了を確実に進めるために、掘り起こし調査を各都道府県、また、電気関係の皆様にもご協力をいただきまして進めていくことが肝要か

と考えておりました、本日、午前中にも関係者の方にお集まりいただきまして、会議をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、安全かつ一日でも早期の処理完了に向けまして進めてまいりたいと思いますので、皆様の格別のご理解、ご協力、ご指導を引き続きいただきますようによろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○棚橋係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、議事次第でございます。続いて、裏表 1 枚物の出席者名簿でございます。本日なんですけれども、出席していただく方が変更となっております自治体様がいらっしゃいます。事務局のほうで確定の出席者に関しては取りまとめてまいりたいと考えております。続きまして、配席図でございます。続いて、議題 1 に係ります JESCO の資料といたしまして、資料 1-1「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」という 27 ページものの資料がございます。次に、資料 1-2 でございますけれども、「長期処理計画について（処理の見通し）」というタイトルのものがございます。1 枚ものの資料でございます。続きまして、資料 1-3 としまして「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」という資料でございます。5 ページものの資料でございます。続きまして、資料 1-4 でございますけれども「ポリ塩化ナフタレン（PCN）入りトランス油の処理について」という 9 ページものの資料でございます。

続きまして、議題 2 に係ります大阪市の資料といたしまして、資料 2「平成 28 年度環境モニタリング調査について」という 2 枚ものの資料でございます。

最後になりますけれども、資料 3 でございますが「平成 28 年改正 PCB 特別措置法の概要」ということで、環境省の資料でございます。本日の資料は以上でございます。資料の配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市の有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなります。よろしく申し上げます。

○有門課長（部会長）

大阪市環境局の産業廃棄物規制担当課長をしております有門と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当部会の部会長を務めさせていただいてございます。顧みますと、当初、この PCB 監視部会、大阪市の監視委員会ということで平成 15 年から開始してございました歴史がございまして、平成 25 年度からは、近畿ブロックの一部会といたしまして機能拡大をしたということもございますけれども、こういった形で監視部会を開催いたしまして、4 年目に

入ってございます。各年度 2 回、公開でやらせていただいておりますので、今回は 7 回目ということになってはいかがでしょうかと思います。

この監視部会、JESCO の操業の状態、また、環境モニタリングの状態を公開の場で行うということは、JESCO が行っております拠点的広域処理施設の操業に関しましては、ほんとうに不可欠なものと考えてございます。こういった場で、しっかりと情報発信なりをしていきたいと考えておるところでございます。

また、重なるようで恐縮ですが、改正 PCB 特措法が 8 月 1 日から施行されてございます。私ども自治体が負います責務というのも大変重くなってきてございますけれども、また、JESCO にとりましても広域処理を期限内に必ずやり遂げるという大変重たい責務があると考えてございますので、この辺もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議題に入ってまいりたいと思いますが、議題 (1) でございます。「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について」でございますけれども、これに関しまして、JESCO から説明をいただくに先立ちまして、JESCO 本社から由田取締役がお越しでございますので、ご挨拶をいただければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○由田取締役 (JESCO)

ただいまご紹介にあずかりました JESCO の由田でございます。上野先生をはじめ、学識経験者の皆様方、また、地元の関係者の皆様方、また、大阪市の岩橋部長様はじめ大阪市の方々、また、環境省の中尾産業廃棄物課長をはじめ環境省の皆様方、日ごろより大阪事業所、PCB 処理事業所におけます事業の推進につきまして、大変ご指導、ご鞭撻をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は、定例的に報告させていただいております操業状況を含めまして、大きく 4 つほど議題を用意させていただいております。詳細は個々の議題での説明資料のほうで担当の者からさせていただこうと思っておりますが、まず、1 つは定例の操業状況の報告につきましては、JESCO に登録されております PCB 廃棄物の 8 割程度の処理が完了している状況でございます。順調に進んでおりますが、まだ登録されていない PCB 廃棄物の登録でありますとか、その処理の促進も必要でございます。本年 5 月に生じた廃活性炭スラリーの漏えいトラブルや真空加熱装置の塩酸腐食対策に係ります設備改造につきましてもご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、先ほどからお話にありますように、国では PCB 特別措置法が改正され、施行されております。基本計画も改正をされております。JESCO といたしましても、長期的な処理の見通しにつきまして、毎年、公表することとなりました。大阪事業エリアにつきましても計画的処理完了期限であります平成 33 年度までの処理の完了に向けて取り組んでいるところでございます。この安全・安定操業の確保だけでなく、保管事業者に対する働きかけの強化など、関係の自治体とも連携をさせていただきまして、営業活動の取り組みも強化してまいりたいと考えております。これについても後ほどご報告をさせて

いただきます。

また、平成 26 年の基本計画改正により定められました、安全・安定操業の確保を目指した設備機器の計画的な更新を主体とした中長期的な保全計画について、ご報告をさせていただきます。この保全計画は、計画的処理をはじめ、全ての処理が終わり、事業終了準備期間の必要な措置を経て、施設の解体撤去を始めるまで継続していかねばならない重要なものでございます。

もう 1 つ、この処理の完了に向けた対応としまして、今後は通常の PCB 廃棄物とは一部性状が異なる対象物についても処理を進めていくことが必要となっております。大阪事業エリアでは、ポリ塩化ナフタレン（PCN）を含む PCB トランス油を用いました整流器の存在が明らかとなっております。昨年 5 月の国際会議でこのうちの塩素数が 2 以上の PCN を国際条約の規制対象物質に追加することが決まりました。このことから大阪事業所で問題なく処理できることの確認のための試験を行ってまいりました。その結果についてもご報告をさせていただきます。

これらの議題を含めまして、限られた時間ではございますが、出席者の皆様方から大阪 PCB 処理事業所の進め方につきまして、ご意見をちょうだいできたらと思っております。その上で、一日も早く PCB の安全な処理が進むよう大阪市をはじめ、関係の皆様方のご理解、ご指導のもとさらなる努力をしていくことを改めてこの法改正を機に決意をさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

それでは、議題（1）に入ってまいりたいと思います。「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について」ということでございますが、資料が 1-1 から 1-4 までございます。かなりボリュームがございますので、便宜上、前半と後半に分けさせていただければと思っております。具体的には資料 1-1 の「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」の資料 19 ページのヒヤリハット、細かいですけれども、ここまでを前半とさせていただきます。一旦、ご意見、ご質問等をうかがった後、後半に移らせていただきまして、資料 1-1 の残った部分、それから、資料 1-2、1-3、1-4 ということであわせてご説明いただくということでよろしくお願したいと思っております。よろしくお願いたします。

○青木所長（JESCO）

かしこまりました。

皆さん、ご安全に。日ごろから大変お世話になっております。私は、本年 4 月 1 日から所長に就任させていただきました青木と申します。PCB 廃棄物の早期処理に向けまして、現場は安全第一、そして情報公開を全うして現場を進めてまいりたいと思っておりますので、

よろしくお願ひ申し上げます。それでは、早速ご配付の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

お手元の右肩に資料 1-1「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」という表題でございます。全体の内容につきましては、最近の処理の状況、環境モニタリングの状況、そして教育訓練、防災訓練、それらを資料にてご報告をさせていただきます。

まず、1 ページ目でございます。操業状況です。(1) 搬入実績を記載してございます。先ほど申し上げたように、この大阪 PCB 処理事業所は、平成 18 年 10 月に操業を開始させていただきました。間もなく 10 年を迎えようとしております。その間、小さなトラブルはございましたが、無事故、無災害、そして情報公開を進めてまいりまして、おかげさまで進捗率とか台数で申し上げますと、最初の 1 行目に記載してございますが、トランス類は 2,443 台、コンデンサにつきましては 6 万 3,128 台の搬入をしております。

これを進捗率で申し上げます。3 行目に記載してございます。トランス類は 77%、コンデンサにつきましては 86%の進捗率を示しております。表-1 に各 2 府 4 県別と大阪市、それぞれトランス類、コンデンサ類の平成 18 年度から約 10 年間の処理の台数を記載してございます。この表でもおわかりのように、兵庫県や大阪市等の保管量が多いことがこの数字からもおわかりかと思ひます。このページの下に図-1 は、搬入の実績をグラフ化しております。薄紫色、これが進捗率でございます。トランス類につきましては、先ほど申し上げたように 77%、コンデンサ 86%でございます。この図の右に登録台「数」がちょっと抜けておりますが、この登録台数は私ども JESCO に処理をしてほしいと言われました登録の台数でございます。これを分母にして分子に搬入台数で計算しまして、先ほど進捗率を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、今度は処理の実績でございます。中間処理の完了実績ということで、現場で PCB が分解された時点をもとにした処理の実績でございます。表-2 は各年度別の処理台数を記載してございますが、なかなか表ではわかりにくいので、中段からのグラフでご報告させていただきます。それぞれ真ん中の段がトランス類とコンデンサ、下の段が廃 PCB や運転廃棄物、それらをグラフ化したものでございます。

まず、トランス類を例にしてこのグラフを説明させていただきます。棒グラフが年度別の処理台数でございます。折れ線グラフ、これは年度別の処理重量でございます。トランス類につきましては、平成 21 年度や 22 年度を最大としまして、だんだん右肩に下がってきております。参考までに平成 21 年度の処理台数は 400 台、処理重量は 430 トンになっております。昨年度、平成 27 年度につきましては 87 台、300 トンということで処理の台数、重量は若干減っております。これは決して現場のほうの設備トラブルとか、漏えいトラブル等が発したということではございませんで、やはり 2 府 4 県内のトランス類やコンデンサが減ってきているということがこのグラフからもわかるかと思ひます。

もう少し申し上げます。トランス類につきましては、最近で言えば、この棒グラフと折れ線グラフの間隔が大きくなっております。これは、小型のトランスの残台数が少なく

なり重量の重たいものが多く残っている。そのため一台当たりの平均重量が増えているということがこのグラフからわかります。逆にコンデンサにつきましては、最近時は棒グラフと折れ線グラフが重なっております。ということは、コンデンサのほうは一台当たりの重量の小さいものが残っているということが、このグラフからもわかっていただけるのではないかと思います。もう少しコンデンサにつきまして申し上げます。

コンデンサにつきましては、平成 24 年、25 年、26 年に相当数の処理をしております。平成 25 年度には台数で 8,600 台、401 トンの処理をしています。大体単純計算で一台当たり 50 キロぐらいのコンデンサを処理しております。昨年度、平成 27 年度につきましては 5,500 台、重量で 206 トン、こちらはまた単純計算で一台当たり 40 トンということで、これからもコンデンサにつきましては、重量の軽い小型電気機器類の処理が中心になっていくのではないかと推定しております。

下の左の図についてご説明いたします。こちらは、廃 PCB と運転廃棄物のそれぞれのドラム缶数と重量をそれぞれ記載したものでございます。棒グラフのうち青の色のものは廃 PCB、黄緑色のものが運転廃棄物でございます。このグラフからおわかりいただけますように、運転廃棄物、黄緑色の棒グラフが年々高くなっています。ということは、トランス、コンデンサの処理と台数は少しずつ減ってはおりますが、その分施設内で発生するいろんな運転廃棄物を施設の VTR、真空加熱処理で処理をしているということがこのグラフからもわかるかと思えます。運転廃棄物の処理の状況につきましては、次のページ等でご説明をさせていただきます。このページの一番右下は、それらを総括した表でございますので、説明を割愛させていただきます。

3 ページです。処理済み物の払出実績です。トランス、コンデンサを施設内で処理しますと、当然、PCB は無害化されますが、トランス、コンデンサで使用されていますいろんな部材、鉄とか銅とかアルミ、そのようなものが系外に処理済物として払い出されることとなります。そのうち有価物、私どもが代金をいただいて業者さんに売却するのがこの表の上の部分、鉄・電磁鋼板、銅、アルミでございます。逆に私どもが業者さんに処理代金を支払いまして、産業廃棄物として処理をしていただくものが炭化物、碍子、ビフェニル、塩酸等でございます。表-3 につきましては、それらの部材の平成 18 年度から現在までの発生量を記載してございます。

図-3 につきましては、今申し上げた表-3 をそれぞれグラフ化で示したものでございます。このグラフの一番左が PCB の処理量です。全体からもごらんいただけるように大体 PCB の処理量と出ていく払出物というのは比例をしているというのが、このグラフからもおわかりいただけるのではないかと思います。

このように処理施設から発生します処理済物につきましては、有価物、無価物という相違はございますが、施設から発生するものは全て再資源化をしています。表-4 にどのように再資源化をしているかということを紹介させていただきます。

続きまして、4 ページ目でございます (4) エリア間移動による効率的な処理の推進と

いうことをございます、先に (5) 運転廃棄物につきましてご説明をさせていただきます。

トランス、コンデンサを処理しますと、先ほど申し上げたように鉄部材等、トランス、コンデンサ由来のものが処理物として外に出されることとなりますが、それ以外に処理に伴いまして副次的に発生するものがございます。それを運転廃棄物と称しております。具体的には排気処理をいたします活性炭、ここで申し上げます換排気用活性炭、セーフティーネットでもございます。また、作業員が現場で装着しています化学防護服や長靴、そのような保護具類も運転廃棄物として出てきます。またさらに、処理の工程の中で粉末活性炭を使用します。このようなものがトランス、コンデンサを処理すると同時に、運転廃棄物として発生することとなります。

表-6 は運転廃棄物の事業終了までの推定本数とその発生した中身をどのように処理するかというのをこの表の中でご紹介しています。全体の本数としましては、1万1,037缶ぐらいのドラム缶が発生するだろうと、そのドラム缶の処理につきましては、この表の右下に処理方法を記載しています。具体的には、普通産業廃棄物として払い出したり、無害化認定施設への払い出し、それ以外に当処理施設の中で VTR で処理をすることもございます。いずれにしましても、施設内で発生しました運転廃棄物も適正に処理を進めてまいります。

5 ページ目にまいりまして、今申し上げました運転廃棄物の過去 24 年度からの処理の実績を記載してございます。運転廃棄物につきましては、平成 24 年度から処理を開始しているところがございます。それぞれ年度ごとの処理の本数と、どこで処理をしたかという実績をこの表で記載しております。この表の中に黄色で色塗りしている欄がございます。自所処理の VTR バッチ数ということで、VTR 真空加熱処理の実績でございます。平成 24 年度の VTR 数の実績をごらんいただきますと、全バッチで 556 バッチを処理しています。そのうちの 42 バッチを運転廃棄物の処理に回しております。同様に 27 年度の欄をごらんいただきますと、全バッチで 456、そのうち運転廃棄物が 85 バッチということで、全体の 20%を運転廃棄物の処理を行っています。年々このように VTR の処理の内訳も運転廃棄物の処理が増えてきています。

それでは、先ほど説明を省略させていただきました 4 ページの 1 番目、(4) エリア間移動につきまして、ご報告させていただきます。

2 年前の PCB 処理基本計画で、5 事業所間のエリア間移動をご承認いただきました。具体的には、他地域からこの大阪の処理施設に持ってくるものとして、豊田事業地域の新幹線車載トランス、そして、北海道と豊田事業地域から特殊コンデンサをこの処理施設に持ってまいります。それとは逆に、大阪の処理区域、2 府 4 県に存在するもののうち PP コンデンサ、ポリプロピレンのコンデンサでございます。このコンデンサにつきましては、豊田事業所に持っていくということで、この計画を表に示してございます。全体的な計画の台数としましては、例えば、新幹線車載トランスにつきまして、この表の一

番右の列に合計計画で 30 台をこの大阪の処理施設で処理します。現在、13 台の新幹線の車載トランスを処理しています。

これらは平成 27 年度から処理を進めておりまして、ただそのうち北海道事業地域から持ってくる特殊コンデンサにつきましては、平成 28 年度からスタートを処理する計画でございます。

以上がエリア間移動の計画と実績でございます。

それでは、6 ページに移りたいと思います。よろしいでしょうか。6 ページから 14 ページにわたりまして、環境モニタリングの測定結果を表に記載してございます。

環境モニタリングはご存じのように、建物から出る排出源モニタリングと周辺の地域を測定する環境モニタリングの 2 つに分かれます。まずは、排出源モニタリングのうちの水と騒音、振動、排気等につきまして、その結果をご報告させていただきます。

6 ページに排出源モニタリングの排水（汚水及び雨水）ということになります。PCB の処理工程の中からはこのような産業排水は全く発生しません。ここで言う排水というのは施設内で使用する生活排水、し尿等の生活排水のことを説明してございます。またそれ以外に雨水も施設外に流れますので、それらの生活排水と雨水の測定結果を表-8 に記載してございます。それぞれ西棟、東棟の敷地境界の出口で年 1 回測定しまして、この表では最近 5 年間の PCB とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。PCB 類については検出されていないということで、測定下限以下の数字でございます。ダイオキシンについてもかなり小さい数字でございますので、自主管理目標値を十分に下回っているところでございます。

続きまして、騒音・振動のほうについて申し上げます。

騒音・振動につきましても最近 4 年間のデータを紹介してございます。それぞれ東西棟の敷地境界で、東西南北のそれぞれ朝、昼間、夕、夜間、4 回につきまして騒音と振動を測定しています。当然、昼間のほうは数字が少し高目になってはございますが、いずれにしても維持管理値を下回っている状況でございます。騒音・振動につきましては簡単にご報告させていただきます。

ページをめくっていただきまして、今度は排気でございます。建物の排出口から出る排気の排出源モニタリングの結果でございます。ご存じのように、この PCB 処理施設は、西棟と東棟、2 つの建物がございます。西棟は前処理部門で真空加熱等の処理をしております。東棟は液処理部門で脱塩素化分解を主体とした処理でございます。それぞれ西棟、東棟の各排出口の出口で測定した PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、塩化水素の測定結果を記載してございます。また、施設はボイラーを設置してございますので、ボイラー排気につきましても NOx とかばい塵も測定しています。最近時の測定結果は今分析中でございますので、また別途ご報告をさせていただきたいと思っております。これらも自主管理目標値を下回っており、異常値のような数字は見受けられません。安全・安定操業を継続しているところでございます。

10 ページにまいります。周辺環境モニタリング、先ほどまでは排出口、出口の測定でございましたが、こちらは周辺環境モニタリングということで、周辺の敷地で測定しました、PCB、ダイオキシン、ベンゼン類のそれぞれの濃度でございます。測定点は敷地境界と、南方に 200m ほどまいりました大阪ガスさんの敷地で測定をしております。それぞれ、春、夏、秋、冬、1 年間に 4 回四季を通じまして、PCB、ダイオキシン、ベンゼン等を測定しています。こちらにつきましても、指標となります環境基準値を下回っているところがございます。

これらの結果を経年的に示したものが 11 ページの表-12 です。17 年度から年度ごとの平均値を記載してございます。環境基準の暫定濃度が 500ng なので、測定値の PCB 濃度は相当低いことがこの数値からもわかるかと思えます。表-13 がダイオキシン類でございます。こちらの環境基準が 0.6pg でございますので、こちら也十分に下回っているところがございます。表-14、こちらは臭気測定結果です。物質は、アセトアルデヒドとトルエン、そして、それらの臭気指数を記載してございます。こちら問題のない数字かと考えております。

最後のほうになります、12 ページから 14 ページにつきましては、12 ページが敷地境界点、13 ページから 16 ページが施設に設置してございますオンラインモニタリング。

施設内に PCB を自動計測する測定器が設置してございます。その測定器の設置場所と測定点を参考ということで、毎回このように添付させていただきます。一つ一つの説明は省略させていただきます。

15 ページになります。作業環境測定結果、先ほどまでは排出口とか周辺環境の PCB、ダイオキシン濃度をご報告させていただきましたが、作業環境濃度というのは建物内、従業員の方々が現場で働く建物の中の PCB 濃度を測定しております。当然、PCB、ダイオキシンは外には絶対出してはいかんということで進めてはいますが、やはりその前にまずやるべきことがございまして、現場で働く従業員の人たちの健康管理でございます。この健康管理を進めるためには、まず第 1 として、空気中の PCB 濃度を測定して作業員の方に報告をして、適切な環境の中で現場作業をしていただくことが重要です。

作業環境濃度というのは、労働安全衛生法・特化則というのがございまして、この対象作業エリアについて年 2 回作業中の PCB 濃度を測定しております。このエリア以外に参考測定ということで、PCB が若干高くなるのではないかというエリアも測定しております。それらの結果につきましては、16 ページに記載してございます。16 ページがちょっとわかりにくいので、15 ページのグラフでご説明させていただきます。

図-4、作業環境中 PCB 濃度の経年変化です。平成 18 年度から年 2 回、建物の中の PCB 濃度を折れ線グラフで図示したものでございます。労働安全衛生法の管理濃度は 0.01 mg/m^3 ということでございます。平成 22 年当時、若干高い濃度が測定されましたが、ここ数年はおおむね 0.01 を下回っているという PCB 濃度で横ばいの状況でございます。下のグラフはダイオキシンの測定結果です。ダイオキシンにつきましても 21 年当時、高い数

字でございます。ダイオキシンの管理目標値というのがございまして、これが 2.5pg という数字でございます。正直申し上げて、2.5 というのは大変厳しゅうございまして、この数字を守るということは、大阪事業所だけではなくて JESCO の 5 事業所でも大変苦慮しているところでございます。そのような場合は作業員に活性炭のマスクを装着して、作業管理で健康管理を進めてほしいという厚生省の通達もございまして、作業環境濃度の測定と、保護具の着用等を実施することにより従業員の健康管理を進めているところでございます。今まで操業以来、JESCO の 5 事業所、血液中の PCB 濃度を測定していますが、その測定結果で健康被害が発生したということはございません。

16 ページが先ほど説明を省略させていただきましたが、作業環境濃度の測定結果でございます。ところどころダイオキシンにつきましては、赤字、これが 2.5pg を超えているところでございます。これらにつきましても、毎年必ず年 2 回測定して、4S を徹底させ、作業員の健康管理を推進してまいりたいと思います。

17 ページは評価基準の内容ですので、専門的でもあり参考添付ということで説明を省略させていただきます。

18 ページ、各設備の改善状況でございます。現場で作業をする従業員の人たちに PCB を曝露させないような設備、作業性のよい設備を提供する必要があるとございます。それら設備の改善状況をそれぞれ小型解体室、VTR 処理室等につきまして紹介をしています。この内容につきましては、前回、ご報告をさせていただいた内容と相違はございませんので、一つ一つの説明は省略させていただきます。作業現場では整理整頓・清掃、これを徹底して作業環境濃度、従業員の健康管理、これを進めてまいりたいと考えています。

そして、ページを進めていただきまして、19 ページ、ヒヤリハット・キガカリの状況でございます。これらは先生方ご存じのように、トラブルの未然防止をするための現場ではいろんな活動を行っています。その 1 つがヒヤリハット・キガカリ活動ということで、平成 18 年度から各作業員からの報告件数をこの表にグラフ化してございます。毎年 200 件から 400 件ございまして、どんな内容のものが出されているかというのが、この図-6、ヒヤリハットの内訳件数をと示しています。転倒、破損というのがあります。このように出されたヒヤリハットを必ず作業員の方にフィードバックをする、フィードバックをすると同時に水平展開をして、施設では無事故・無災害、安全第一で作業を進めるということが、このヒヤリハット・キガカリ活動の目的でございますので、重要な活動として推進してまいりたいと思います。

ちょっと時間を超過してしまいましたが、ず予定の 19 ページまでのご報告は以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。ただいまの JESCO からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上野先生。

○上野外部有識者

ちょっと教えていただきたいんですが、2 ページにございます中間処理完了実績なんですが、最近のところ特に大型トランスの解体が増加していて、特に小さいコンデンサが増えてきたと。VTR に関しては運転廃棄物が 20%ほどということなんですけど、実際、安全性を考慮しておそらく人的配置がされているかと思うんですが、こういった搬入物の変化に応じた何か最近変更とかはされているんでしょうか。

○青木所長（JESCO）

基本的にトランス、コンデンサ、廃 PCB、あとは運転廃棄物を処理する VTR の全体数というのはそれほど減ってはいませんので、基本的に全バッチ数は変更がないということで現場で携わる処理人数並びに運転体制等につきましては、変更といったことは今現在では生じておりません。

○上野外部有識者

今後はどうなんでしょう、かなり処理量が減ってきた場合は、何か、人的にはどうされるのですか。

○青木所長（JESCO）

今申し上げたように、やはり VTR、真空加熱処理のバッチ数によりまして、若干処理体制の見直し等をする必要がございます。余談ではございますが、私はこの 3 月まで北海道の処理施設で所長をさせていただいたんですが、北海道でもコンデンサの処理台数が減ってまいりまして、今まで勤務時間を午前 8 時から夜の 11 時半まで処理をしていました。やはりコンデンサの台数が減ってきたということで、昼間勤務に今年度から変更していますので、場合によればこの大阪事業所もそのような勤務体制を見直すということも考えなければならぬかと思っております。

○有門課長（部会長）

よろしいでございましょうか。ほかにございますでしょうか。

中地先生。

○中地外部有識者

中地ですけど、3 点ありまして、1 点目は 2 ページの図-2 の中間処理完了実績等のグラフのことなんですが、これ、前回もお話したかと思うんですが、下の 2 つのグラフ、廃 PCB 等（運転廃棄物）、PCB 処理量（運転廃棄物）とタイトルが書かれているんですけど

ども、これだけ見ると運転廃棄物の中の PCB の処理量みたいなタイトルになってしまうので、これ、全ての受け入れた廃棄物と、それと運転廃棄物も含んだ PCB の処理量、あるいは廃 PCB 処理量ということなんですよ。だから、ちょっとそれがわかるような形で表題をつけられたほうがいいのではないかなと思うというのが 1 点です。

2 点目ですけれども、4 ページの (5) 運転廃棄物の処理のことで、表-6、運転廃棄物保管状況 (ドラム缶本数) と書いてあるんですが、処理方法で、例えば、換排気用活性炭の場合には無害化認定施設に持っていきやつと、もともと普通の産廃として処理ができる活性炭ということで「卒業」と書かれていると思うんですが、その次の保護具・シート類でしたら、無害化認定施設、他事業所。大阪事業所では処理ができないので、ほかの施設で処理をしてもらうということになっているんですが、3 番目の粉末活性炭ですと、大阪 PCB 処理事業所と他事業所、あるいはその下のタール類でしたら、無害化認定施設と書かれているんですが、この辺の要するに JESCO さんの中で大阪事業所で処理をするのと、他事業所に持って行って処理をするというのと、それと、無害化認定施設に処理を委託するというところの判断というのはどう考えて、こういう見積もりを出されているのかということをお教えください。

あと、少し飛んで 16 ページの作業環境測定結果のところなんですが、一番下の東棟の充填室 (東) というのがダイオキシンの濃度で 2 年前から比べると 4 倍ぐらい上がっていますし、PCB の濃度も低いんですけども、やっぱり数倍それに比例して高くなっているので、この辺は特に対策、管理濃度が 0.01 ですから、例えば PCB でしたら管理濃度が 0.01 ですから、半分でですけども、その辺の対策とか、あるいは検討するような必要があるのではないかなとも思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

以上です。

○青木所長 (JESCO)

ご質問いただきまして、ありがとうございます。まず、中地先生からご質問を 3 点いただきました。

まず、1 点目の 2 ページ目の左下の図、廃 PCB 等 (運転廃棄物) が全 PCB 処理量のことを記載しているかと思うんですが、これがちょっとわかりにくいので、もう少しわかるような表題にされたらということで、次回の部会資料に反映させていただきまして、わかりやすいような図示化、グラフ化をさせていただきたいと思います。ただ、内容は先生ご指摘のとおり、全 PCB 量、トランス、コンデンサ並びに運転廃棄物量を示したグラフでございます。次の資料にはそのような反映をさせていただきたいと思います。

2 点目にご質問いただきました、4 ページ目の表-6、運転廃棄物のそれぞれ処理方法が記載してございます。先生のご指摘で、処理方法の欄が無害化認定施設、卒業 (普通産廃)、他事業所に持っていき、大阪 PCB 処理事業所に持っていき、東京事業所に持っていき、この辺の判断はどのような判断、目安となっているのかを紹介したいという

ことでございます。

まず、処理方法の 1 つの判断としては全て濃度によって判断しております。まず、無害化認定施設に持っていくものは PCB を含んでいるものでございますが、5,000ppm を下回っているもの、大阪事業所は高濃度の PCB を処理していますので、やはり無害化認定施設で処理可能な 5,000ppm を下回るものはなるべく無害化認定処理施設で処理させていただいて、JESCO の施設は高濃度専用にしていこうということです。5,000ppm を下回る PCB につきましては、無害化認定施設で処理をします。

次に、卒業（普通産廃）ということなので、これはもう PCB を含んでいないもの、だから特管物ではございません。溶出試験で 0.003、これを下回っておればもう PCB 廃棄物ではないということで、そのまま普通産廃として中間処理業者に払い出すということでございます。

次に、他事業所は、北九州と東京事業所がでございます。こちらはいずれにしましても、PCB を含んだ高濃度の 5,000ppm を超えるものでございます。北九州につきましては、作業員が装着している保護具類や長靴、これは北九州に持っていこう。次に、施設内で発生した 5,000ppm を超える粉末活性炭、これは東京事業所の水熱酸化で処理ができますので、これは東京事業所に持っていこうというのがそれです。

とはいえ、全てが北九州や東京事業所に持っていくということもできませんので、大阪事業所でも処理ができるものはなるべく大阪の VTR で処理をしようということから、当事業所でも運転廃棄物の処理を推進しているところでございます。

そして、中地先生からご質問をいただいた、ページ数で申し上げます。16 ページの作業環境測定結果、表 15-1 の一番下に東棟の下から 3 行目に充填室（東）ということがございます。これが PCB については管理濃度を下回っているとはいえ、ここ 3 年間に比べると少し濃度が高い、ダイオキシンについても 4.1 ということで目標値の 2.5 を超えているので、その辺の何か状況変化はありましたかというご質問でございます。

この充填室、従前、数年前までは少し高い濃度でございましたが、近年 3 年間ぐらいはおおむね良好な数字を示しておりました。ただ、先生ご指摘のとおり、28 年 6 月は少し高目の濃度でございます。現場のほうで少しいろいろ調べてみたんですが、特段作業内容が増えたとか、整理整頓状況が悪いとか、現場の床が汚れているとかいうことは、ございませんでした。正直、この数字が、何かの原因というところまではわかっていない状況でございますので、やはり私どもとしてはこのように毎年 2 回、必ず作業環境測定をしていって、4S 活動を推進していって、その時々濃度を確認しながら作業員の健康管理も進めていきたい、これは先生のご質問に答えたような形にはなりません、そのように考えているところでございます。

以上です。

○有門課長（部会長）

よろしいでございますか。

○中地外部有識者

1点追加で、そしたら、私の質問に対する回答としては理解できたんですが、追加で4ページの表-6の運転廃棄物についてですけれども、濃度の低いものについては無害化認定施設で処理を頼んで、それ以外の高濃度のものについてはJESCO内部で処理をするというような答えだったと思うんですが、逆に言うと、大阪事業所以外の事業所の運転廃棄物を引き受けて、大阪で処理をするということはしていないというお話でよろしいんでしょうか。

○青木所長（JESCO）

そのように考えていただいて結構です。2年前の基本計画の見直しの際に、各5事業所間するもの、できるものというのを取り決めさせていただいたので、他事業所の運転廃棄物をこの大阪事業所で処理するという計画は今現在ございません。

○有門課長（部会長）

よろしいでございますか。ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。そうしましたら、ちょっと議事を進めさせていただきまして、最終的にまたご意見を賜る時間を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1につきまして、引き続きの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○土井副所長（JESCO）

それでは、20ページから21ページにつきましては、私、大阪処理事業所の副所長の土井でございます。私のほうから説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、20ページのトラブル報告等でございます。

前回の監視部会、本年3月以降、1件トラブルがございましたので報告させていただきます。

このトラブルは、このページの下図-7にございますが、東棟にあります廃活性炭の充填室、ここで廃活性炭のスラリーが充填中にドラム缶から漏れ出すというトラブルでございます。ここでスラリーと書いておりますが、これは一般的に液体と固体が混合したものでございまして、ここではPCB油中に活性炭が混合したものとご理解ください。

真空加熱分離装置から出てきます回収PCB中、この中にはタールが含まれております。このため、活性炭でタールを吸着するというので、活性炭処理槽で吸着をさせ、その

後の活性炭の除去フィルター、ここで油とタールを吸着した活性炭を分離するフィルターがございます。5月17日の零時6分ごろ、このフィルターから活性炭をドラム缶に充填中に充填の重量がいつもよりも少ないと作業員が判断をいたしまして、このフィルターの下部に赤いバルブが2つございますが、この2つのバルブを手動操作によってあけて充填量を確保しようとしてしました。ところが、このとき既にこの装置自体は自動で運転されておりまして、このバルブをあけたときには既に次の処理すべきスラリーがフィルターの中に充填された状態になっておりました。このため、バルブをあけたときにドラム缶の中にフィルターのほうからスラリーが流れ落ちてきまして、この活性炭充填室の中でドラム缶で2.5本分でございますが、漏えいをしたというトラブルでございます。幸い外部への液の漏えい、それから排ガス中へも外気への漏えいということはありませんでした。

原因についてですが、まず、1点目はこの充填量が不足したときにどうした操作をするかというマニュアルが定められておりませんでした。このため、フィルターに次のバッチが入った状態で弁をあけてしまったということでございます。また、自動運転中に手動でこのバルブをあけることができるという、これはシステム上の問題がございました。また、このドラム缶は自動的に重量を測定する装置の上に乗っております。この重量の指示値が当日不安定でございまして、このとき作業員が確認したときの指示が正しくなかった可能性がございます。作業員はこの指示を見て、いつもよりもちょっと充填量が少ないと判断しております。

また、作業が零時ということで深夜になっておりますが、この廃活性炭の充填室自体がPCBを含む油がドラム缶に落ちてきますので、どうしても作業環境濃度が高くなってまいります。このとき、清掃作業を行っていたという関係で作業が夜間にずれ込んだというのがございました。対策といたしましては、まず、安全作業マニュアルを改定いたしました。この作業を確実にを行うということでその手順を規定し、2名で必ず作業をするという規定を設けました。また、システム上の問題がございました。システムを改良して、フィルターに液があるときは手動でこの弁をあけることはできないというシステムの改良を行いました。

それから、中央制御室にDCSの画面上で状態変化を見ることができますが、このフィルターに液が入った状態のときには赤く表示をするということで、目で見える管理ができるようにしました。この1、2、3点についてはもう既に実施済みでございます。それから、当日、重量計の指示が不安定でございまして、このトラブルの直後、再現テストを行いましたが、再現できずに、ちょうど今、定期点検中であり、この定期点検中に重量センサーをオーバーホールして、センサー部分の詳細点検を実施いたします。それから、作業環境の改善につきましては、このドラム缶に排出するときのガス、これを排気するラインを設置することで計画をしております。

このようにハード面、それからソフト面、特にハード面についてはヒューマンエラー

が起らないようなしっかりした設備にするということで対策をとっております。

続きまして、設備の改造についてご説明いたします。真空加熱分離装置 VTR-D 号機の塩酸腐食対策です。

本件は、今年 3 月の監視部会で試験装置を設置するというご説明したものでございます。本日はその試験結果の報告と、それから、試験がうまくいきましたので、これを本設化するという説明をさせていただきます。

VTR で発生した気体中には塩化水素、これが低沸点ガスとして含まれておりまして、真空凝縮器、それから常圧凝縮器のほうに流れてまいります。このため、この排気系で従来塩酸腐食がございました。このため、今年 3 月に苛性ソーダで中和するという湿式のスクラバーを試験的に設置いたしました。2) に試験装置の結果を書いております。試験装置自体は、スクラバーの外径が 200 ミリで高さが 1,452 ミリ程度の既設の設備を利用したコンパクトな装置をつくりました。試験のほうは装置は 3 月中旬までに設置して、4 月下旬までに試験を行いました。その結果、塩化水素を除去する能力は非常に高く、99.99%以上の除去率を得ることができました。

また、試験実施前には少しスクラバーの下流にミストが飛んでいくのじゃないかということ懸念しておりましたけども、そういったこともなく、この下流側でございます廃棄処理装置の活性炭への影響もございませんでした。このため、下流側の雰囲気というのは非常に改善されたということでございます。また、VTR の運転中の運転条件の基礎データが取得できました。こういったことでこの結果を受けて、今ちょうど定期検査をやっておりますが、この期間中に設備をもう少し信頼性を上げて、本設化を行います。

スクラバー自体は非常にコンパクトですが、高い性能を持っていますので、そのまま試験装置を使用して、その中に専用制御盤の設置、これは安全監視機能、あるいはインターロック、こういったものを追加します。それから、苛性ソーダを循環するポンプにつきましては、試験装置であったということで既設のポンプを使っておりました。このポンプの能力がちょっと過剰でございますので、今回、専用のポンプを設置します。また、吸収液の温度上昇防止のための冷却器の設置、また、被液防止のためのストレーナーとかドレン弁から抜液する液の回収タンクへの戻りの配管、こういったものを設置いたします。今、ちょうど定検期間中で本設化工事を行っております、定検終了後、スタート後、10 月初旬から 11 月下旬にかけて試運転を行います。

図-8 には改造前、それから試験装置、それから、今回本設化の範囲を書いております。少しちょっとわかりにくいんですが、薄く黄色く箱のように書いてある部分、ここがスクラバーでございます。この部分はそのまま試験装置を転用して、そこに赤く記載しておりますポンプあるいは熱交換器を設置します。また、配管については、一部ねじ込みの部分もございましたので、溶接タイプに改良いたします。

以上のような設備化で本設化を図ります。

続きまして、図-8 の下の (2) でございます。PCB 廃棄物処理施設設備改造・運用変更

についてということでございます。

今回、我々JESCOの事業所及び本社で行っております環境安全評価、いわゆるセーフティーアセスメント、これの実施状況についてご報告させていただきます。

これは、昨年起こりました北九州事業所でのベンゼンの協定値超過の事案、これの反省の1つとして、設備の改造あるいは変更をする場合に、きちっと間違いなく環境や安全を確保できる、そういった技術的な審査を行っておりますが、その内容についてこの部会でもご報告させていただいて、ご意見、あるいはご助言をいただきたいと考えております。

本年4月以降、そこにあります2件、SA委員会を行いました。1件目は、今ご説明しました塩酸除去用スクラバーの本設化工事です。それから、2件目は、1つ前に説明しましたトラブル、ここにおいて対策として作成しました安全作業マニュアルの審議を行っております。

続きまして、また、所長のほうに戻します。

○青木所長（JESCO）

それでは、23ページ以降、もう一度私からご説明させていただきます。

7番、その他説明事項ということで、視察・見学状況でございます。おかげさまで、平成27年度までに総視察者数1万152人ということで、1万人の方々にご視察をしていただけている状況でございます。最近では若干人数は減っておりますが、先々月も立命館大学の学生さんとか、今月も府の産業廃棄物協会さんの四、五十人等のご視察を予定しております。引き続き、情報公開を推進してまいりたいと思います。

(2)の保管事業者説明会につきまして、営業の活動でございますので、これらにつきまして後ほど別資料でご報告をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、24、25、それぞれ緊急時対応訓練と安全教育の実施状況でございます。私どもの施設はセーフティーネットとかフェイルセーフ等の多重安全防護構造の設備設計をしておりますが、やはり重要なのは現場で働いている作業員の方々の力量でございますので、毎年このような内容で緊急時訓練、教育を進めているところでございます。

24ページが緊急時訓練で、月1回小火災や漏えい等を想定した防災訓練等を行っております。そのうち、今年の5月は総合訓練ということで、地元の此花消防署さんにも参加していただきまして、実施しました。当日は消防署さんの寸評等もいただき、訓練等に反映してまいりたいと思います。

25ページの教育も同様でございます。職員の力量を下げないということで毎月いろんな教育をしております。2月18日はメンタルヘルスということでストレスをためない、4月はヒューマンエラー防止、5月は環境マニュアル等の教育訓練を進めまして、これらを毎月継続して実施してまいります。

26 ページが収集運搬業者、PCB の早期処理のためには JESCO でなく皆様方、行政機関の方々とか、保管事業者のご協力をいただかないと PCB 処理は早期処理ができませんが、同様に収集運搬業者さんのご協力もいただかないと早期処理はできません。この表に JESCO に登録をされています収集運搬業者さんの一覧表を掲載しました。24 社ございます。そのうち、地域間移動ができる業者さんを 27 ページに 6 社記載してございます。いずれも廃棄物処理法の基準並びに JESCO が定めた受け入れ基準等を十分に満足している収集運搬業者でございます。

以上が資料 1-1 でございます。そして、資料 1-2 から 1-4 までご用意をさせていただいたので、ご報告をさせていただきます。

資料番号が変わりまして、資料右肩に 1-2、長期処理計画について（処理の見通し）という見出しで、1 枚物の資料です。先般、PCB 特措法の改正、基本計画の見直しがございましたので、処理事業者である JESCO としても現在の状況、将来の状況を皆様方にご報告することが重要と考えております。そのことから、5 つの事業所の処理状況を各場所のこのような部会等でご報告をさせていただくこととさせていただきました。その資料が 1-2 でございます。

まず、1 番目が処理対象となる PCB 廃棄物です。この 2 府 4 県の中に今後処理しなければならない PCB 廃棄物がどれだけあるのかということで、大型トランス、小型トランス、コンデンサ、ポリプロピレンコンデンサの台数を記載しております。このうちの④の PP コンデンサ 5,704 台は豊田事業所で処理する予定です。あと、それ以外に地域間移動ということで他事業区域から持ってくる車載トランス、特殊コンデンサの台数です。これらを平成 28 年度以降に計画的に処理する必要がございます。その計画並びに見通しがこのページの一番下の表に記載しました。

表-1 が大阪 PCB 処理事業所における長期処理計画です。基本的には平成 28 年度から 32 年までは均等処理、33 年度までには残ったものを処理しようという計画でございます。大阪の計画的処理期限は平成 33 年度までですので、この 33 年度までに全ての PCB 廃棄物を確実に処分するというところで進めてまいります。各年度ごとの設備能力は落とさぬよう進めていきたいと思っています。この計画を全うするためには、とにかく設備漏えい等とかのトラブルを絶対発生させないということと、あと、残り少ない対象物を私どもの営業活動でもって滞りなく収集するということが重要でございます。その辺の営業活動を裏のページ、営業活動計画として記載しました。

(1) 営業活動計画概要です。平成 28 年度以降の各ステップごとに計画を記載してございます。ステップ①は JESCO に登録されていない人をとにかく営業して登録を進める。ステップ②は特措法でも登録されていない人を登録していただいて契約を進める。ステップ③というものがやはりいろんな面で交渉しても経営の状況が難しいとか、法の主旨がなかなかわかっていただけない方等がございますので、そのような出し渋り者の営業活動ということです。このような考え方をもって計画的処理期限 33 年度、1 年前の処理

期限までに処理を推進しようという計画でございます。(3)に平成28年度、どんなことに取り組むのかということをおお3つほど記載しております。

この1)、2)、3)は、先ほど申し上げましたステップ①、②、③は複数年の計画ですが、単年度でもステップ①から②、③を同時並行で進めなければならないということが重要で、早速平成28年度から実行していることでございます。1)はステップ①の総ざらいを進める。2)は特措法で登録されていない電気事業法のほうでわかっている人たちを集めて、説明会等をさせていただく。3)というのが、なかなか出し渋り者、PCBを抛出していただけない方々にフェイス・ツー・フェイスで処理をしようというのを本年度から取り組んでいるところでございます。

(4)は昨年実施しました和歌山県の総ざらいのトライアルの結果でございます。こちらは説明を省略させていただきますが、とにかくこのようなステップ①、②、③を毎年毎年繰り返して実施していくことが早期処理に結びつきますので推進してまいりたいと思います。

次が資料1-3、土井から説明させていただきます。

○土井副所長 (JESCO)

それでは、大阪PCB処理事業所の長期保全の取り組みについて、それから続きまして、ポリ塩化ナフタレン(PCN)入りトランス油の処理について説明させていただきます。

長期保全の取り組みにつきましては、言わずもがなですけれども、今後、計画的な処理を支障なく進めて、全ての処理が完了するまで安全・安定操業を確保するというために長期保全計画を策定し、取り組んでおりますが、ますますその重要性というのが深まっていますので、従来の取り組みをより強化して管理してまいります。

保全方式につきましては、従前から変わっておりません。設備の重要度に応じて予防保全、事後保全という考え方に基づいて管理いたしますが、今後やはり設備はとめられないということで、予防保全に注力しようと考えております。

この資料の3ページから4ページにつきましては、これもこの席でご紹介しておりますけれども、この様式に沿って各設備機器ごとに保全計画を立てて、特にこの定期検査中にやるのが主でございますが、設備の更新あるいは点検というような作業を行っております。

5ページ目の表-1に今年度計画している主な項目を掲載しております。更新計画が9件、それから経年劣化対応が13件ということで、これは主なものでございますが、工事実施時期につきましては、ほとんどが現在8月から9月にかけて行っております定期点検中に行います。一部もう既に8月末に完了したもの、あるいは納期の都合、あるいは季節要因で冬季に計画しているもの等々がございます。

ということで、より一層長期保全計画には注力してまいります。

それでは、次の資料のポリ塩化ナフタレン入りのトランス油の処理についてご説明し

ます。

この処理の試験につきましては、本年、これもやはり 3 月の監視部会において評価試験を実施する旨を説明させていただきました。本日はその結果について、簡単にご報告いたします。

今後、処理完了に向けて通常の PCB の廃棄物とは一部性状が異なるものについても処理を進めていくことが必要となります。当事業エリアでは、このポリ塩化ナフタレンを含むトランス油を用いた整流器が登録されております。昨年の国際会議で塩素数が 2 以上の PCN、ここでは便宜上、POP-PCN と、2 塩化ナフタレン以上の PCN でございますが、そう記載させていただいております。これが規制の対象物質に追加されるということが決まりましたので、当事業所で問題なく処理できることを確認すべく処理性能の評価試験を実施いたしました。その結果、十分な分解性能と評価をいただき、問題なく処理できることを確認いたしました。

処理性能の試験の概要、目的、あるいは実施体制は記載のとおりです。それから、処理フローとサンプリング箇所につきましては、3 ページに西棟の蒸留系、それから 4 ページに東棟の脱塩素化反応の系統のフローを記載しております。この図-1 と図-2 でフローのご説明を簡単にさせていただきます。

PCN を含む PCB の油、これは 3 ページにあります西棟のまずは蒸留系でトランス油の中から TCB と PCB に分離する蒸留プロセスにかけられます。流れは左から右のほうにいきますが、ドラム缶から抜油された油は青く塗っている KC1000 相当の貯槽に抜かれ、その後 2 本の蒸留塔を使って沸点の差で TCB、PCB に分けます。第 2 塔目のボトムの下のほうですね、塔の下から抜ける青く塗っている東棟へと書いておりますが、ここで KC500 相当、いわゆる PCB として分離精製したものを東棟の反応工程に送ります。

それから、東棟のほうでは次の図-2 でございます。少し写りが悪いんですが、中ほどに反応器、少し灰色がかったところですが、真ん中に反応器がございます。ここにいろいろな原料、あるいは反応に必要な溶媒、あるいは触媒等を仕込んでバッチ反応を行います。右肩のほうにストリーム番号と書いてあります。ちょっとストリームという言葉はよくわかりにくいんですが、ここでは①から⑥まで 6 つの流れ、あるいは物ということでご理解ください。西棟で分離された PCB 中に含有した PCN、これが 4 番のストリームでこの反応器仕込まれます。今回、試験の反応は 2 バッチ行いました。1 バッチ当たりのトータルの反応時間 6 時間でございます。

それから、次の 5 ページの表-1 でございます。これは、試験のスケジュールを記載しております。試験自体は 3 月 7 日を基準日として、3 月 1 日から 17 日まで 17 日間行いました。これは予定どおり進めることができました。

恐れ入りますが 2 ページにお戻りください。2 ページの表-2 です。

今、ご説明しました脱塩素化反応器に仕込んだ量、2 バッチ行いましたので 1 回目、2 回目と記載しております。④というのが PCB と PCN と溶媒ということですね。それ以外

は反応に必要なものでございます。トータルで約 9,260 kgの仕込みをして反応を行いました。

その結果でございます。6 ページ目の表-3 はいろんなところを分析、サンプリングを行いました。そのサンプリングをした箇所と実際のサンプリングをした日時を記載しております。

それから、7 ページからが評価結果でございます。

まず、7 ページ1 番目は蒸留系、TCB と PCB を分離蒸留する蒸留系の分析結果でございます。表-4、これは今回分析をしました POP-PCN のほか PCB やクロロベンゼン、ナフタレン、それからダイオキシン類の分析結果です。これは合計を 100 万mg/kgに換算した分析結果でございます。

それから、表-5 は同じ分析ですが、POP-PCN について同族体ごとに記載したものでございます。これを見ますと、表-5 で見ていただきますと、今回、蒸留系にかかった POP-PCN、これはジクロロナフタレンがほとんど主成分であるということでございます。また、この蒸留系に入ったものが最終的に東棟のほうに送られるところ、サンプル番号で言いますと 13 番、2 回目は 14 番のところですが、これが KC500、いわゆる PCB 中の POP-PCN でございます。これが大体 8,000 mg/kg存在していたということでございます。この POP-PCN が東棟で脱塩素化反応を行ったということでございます。

それから、次の 8 ページをごらんください。

8 ページ、中ほどよりも下のほうに脱塩素化反応工程での分析結果でございます。表-6、これは成分ごとの分析、それから、表-7 が POP-PCN、同族体ごとの分析結果でございます。表-6 を見ていただきますと、19 と 20 と書いています中間処理室調整槽、これが原料、それから 21、22 にあります反応器と書いていますのが反応した後の反応成分ということでございます。まず、反応する前は POP-PCN が 1,400 mg/kg、2 回目が 1,600 mg/kgあったものが、反応後はこれが N.D. になっております。検出限界以下ということ。それから、ナフタレンが反応後に 220 から 180 出てきております。これは、POP-PCN が脱塩素化されてナフタレンになったものでございます。表-4 で見ましても、中間処理室の調整槽のところは 1,400 mg/kg、あるいは 1,600 mg/kgあったものが、反応後は検出限界以下、N.D. になっております。そういう結果でございました。

分解率でございます。9 ページの 3) POP-PCN の分解率、ここが一番肝心なところでございます。今回、分析に当たりましては、分析を担当していただいたところに随分検討していただきまして、POP-PCN については検出下限値を 0.001 mg/kgまで精度を上げていただきました。その結果の分解率の評価を表-8 に記載しております。N.D.、いわゆる検出下限と出たものをどうとらえるかということで 2 つ書いておりますが、N.D. 値をゼロとした場合は、反応後は POP-PCN は先ほどの分析表にありましたように、検出下限以下、N.D. でございますので、分解率は 100%でございます。この N.D. 値を検出下限の 0.001 だと、全同族体について 0.001 たかだかあったものと考えますと、分解率が 99.994 程度

ということでございます。

今回、分解しました対象の POP-PCN が非常に量的には少なかったということですが、PCB の分解率は今回の試験結果では 99.999 以上ということで確認されておりまして、POP-PCN についても十分に分解が確保できたと評価をいただいております。

ということで、今回の試験の目的、当事業所で問題なく処理できるということを確認することでしたが、その目的は達成できました。

以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質問、ご意見、また、前半の説明部分につきましてもあわせてございましたら、よろしく願いいたします。ございますでしょうか。

上野先生。

○上野外部有識者

2 点ほどちょっと教えていただきたいんですが、27 ページのほうの収集運搬業者なんですが、北海道事業エリアからはたしか特殊コンデンサー実績は今のところないかと思うんですけど、この 27 ページの表なんですけど、PCB 廃棄物の収集運搬が可能な行政区、これを見ますと北海道から運搬可能なのは例えば、2 番目のところの運搬業者以外はないと見たらいいんですかね。あとは、豊田事業所からの運搬業者と見たほうがいいのかどうかというのをちょっと教えていただきたいのと。

それから、長期処理計画についてということで、資料 1-2 のところの今、現在ステップ①のところトライアルをなされているかと思うんですが、2 ページ目のほうですね。かなりまだ未登録も含めて今後の処理の意向なしと見なすんですけど、実際のところ 32 年までには必ず処理をしてもらわないといけないと思うんですけど、将来的にはこういった業者さんはどう認識されているか。まず、その手ごたえといいますか、その辺はどういう状況なんでしょうか、その 2 点をちょっと教えていただければと思います。

○有門課長（部会長）

よろしいですか。

○青木所長（JESCO）

いただきましたご質問の 27 ページの北海道エリアから収集運搬ができる業者につきましては、この表の丸印がついている地域の業者さんに限られますので、先生ご指摘のとおり日本通運さんは全ての地域に丸がついていますので、全地域からの収集運搬可能です。

3番目のエコ・ポリスさんはこの丸印は北海道と富山県だけなので、要は丸のついているところだけの収集が可能とご理解していただいてよろしいかと思えます。

○有門課長（部会長）

多分ご質問は、北海道の事業エリアが北関東以北の全ての県が入ってございますので、持ってくる場所の県の所在にもよりますけれども、許可上はそれら十何県かの分のエリアをどこか該当するところをお持ちであれば持ってこれるということになるかと思えます。

○青木所長（JESCO）

ありがとうございます。2つ目のご質問につきましては、実際に事業者さんと連動しております営業課長が出席しておりますので、営業課長から状況をご報告させていただきます。お願いします。

○桑原課長（JESCO）

営業課長の桑原と申します。ただいまのご質問に対してお話をさせていただきたいと思えます。

今回、和歌山県で総ざらいのトライアルをやった段階としては、残念ながら「今回処理の意向なし」は53者と書いている記述のとおりであります。そのうち理由としてA、B、C、Dと主な理由を書いているんですけども、処理費用が現段階としてはなかなか難しいというお客さんが圧倒的に多いということでごさいます、これらのお客さんに関しては、もちろん和歌山県さん、和歌山市さんに対し、その状況として私どものほうから報告させていただいておまして、次回の総ざらいをやる時には、そこまでには実態としてもご指導をいただいた上でもう一度処理の推進を図ると。だから、総ざらいという活動はただ1回やっただけじゃなくて、先ほど私どもの所長から話がございましたように、もう何回回せるかと。決め細かに説得していくというようなこと以外にないと考えておまして、その部分に関しては私どもも集中的にやってまいりたいと思っております。

以上です。

○有門課長（部会長）

よろしいでございましょうか。ほかにご意見、質問等がございましたら。杉本先生、よろしいですか。

○杉本外部有識者

杉本です。昨年度1年間ちょっと忙しくて来れていなかったのですが、最近の状況が少し

わからなくてちょっと変な質問をするかもしれませんが、まず 1 つ目がトラブルの件なんですけれども、実際にあってはならないような間違いがあったような感じのするトラブルなんですけれども、これを起こした作業員のレベルといたら変なんですけど、どういふ方だったかということや、疲労とかそういうことに対する配慮がどんなふうになされているかということです。これから、ますます多忙になるというか、厳しい作業環境になると思いますので、そのあたりのことを少しいわゆるソフト面のほうから教えてほしいということがあります。

もう 1 つは、先ほど所長さんもさらっとおっしゃったと思うんですが、以前はこの報告の中に実際に従業員の健康診断ですか、そういうことの結果がずっと載っていたと思うんですが、それが載らなくなったのは何か理由があったのかということなんです。もう 1 つが長期処理計画について、今、営業課長さんから少しお話を聞いたんですが、実際に今までにないような作業をすることになりますよね、そのための組織なり、体制なりがどんなふうになっているのかということをお教えください。

○土井副所長（JESCO）

それでは、まず、トラブルについてお答えさせていただきます。

実際にこの作業に当たった作業員につきましては、作業の責任者クラスでございます、レベルは高い、経験もある人でございます。それから、当日、若干深夜に作業を送りました。これは先ほど申しましたように、当日、清掃作業をやっていたこと、そのほかにほかの設備の立ち上げもありまして、若干通常よりも複数の作業を一緒にやっていたということもございますが、特に疲労していたということはありません。そういうように、今回のこの事例につきましては、やはり設備の問題が大きいと考えております。そのために目で見えるように DCS の画面上に赤く表示するとか、あるいはもう人が間違えても液があるときにバルブがあかないように設備化したというようなことで、特にハード面を強く対策をとったと考えております。

それから、健康管理についてです。

○青木所長（JESCO）

先生ご指摘のとおりでございます、毎年度、作業員の血液を採血してございまして、PCB がどれだけ存在しているのかというのをご報告させていただいております。平成 28 年度も 6 月の後半に作業員の採血をいたしました、結果に時間を要していますので、次のこの部会では健康管理の状況もご報告させていただきます。説明が足らずに申しわけございませんでした。

そして、営業活動でございますが、先ほどから申し上げているように、現場はとにかく無事故を大前提に処理していくということと、営業活動は仕事が相当増えていくこととなります。具体的にどんな体制を組んでいるのかということ、そこは検討中でござい

すが、大阪事業所には 44 人の JESCO 職員がおります。そのうち 16 名が営業課の職員です。単純に言うと営業課の職員は増えております。ただ、やはりこれは、私どもの事業所だけの課題ではないので、JESCO5 事業所共通となります。本社にも営業部というものがございまして。その本社の中で共通の課題として取組み、営業の体制の強化や出し渋り者から営業交渉方策を検討し進めています。具体的なご報告はできませんが、そのような取組みを推進しているところでございます。

○杉本外部有識者

ありがとうございました。

○有門課長（部会長）

よろしいでございましょうか。

中地先生。

○中地外部有識者

中地です。2 点あります。

22 ページの (2) PCB 廃棄物処理施設設備改造・運用変更についてというところとも関連するのかもしれませんが、今年の 4 月から労働安全衛生法で化学物質の取り扱い事業所にリスクアセスメントの実施というのが義務づけられたので、その辺の取組みというのはどうなっているのかということをお教えくださいというのが 1 点と、2 点目は、資料 1-3 の長期保全の取組みということでの 5 ページです。表-1、平成 28 年度長期保全計画主要項目実施状況のところの更新計画の真ん中辺で、操業管理システムサーバー更新というのが来年度に延期となっているんですが、これは寿命を見て余裕があると思うので、来年にしてもいいと判断されているのだらうと思いますが、サーバー自体がダウンするようなことはないんでしょうねということをお考えをお教えください。

以上です。

○土井副所長（JESCO）

まず 1 点目の化学物質のリスクアセスメントでございます。

これについては義務化されましたので、JESCO としてもこれを規定化しておりますし、あと、各事業所のほうで化学物質のリスクアセスメントの実施要領というのを定めて、こういった審議のときに評価項目として今審議をしております。

それから、2 点目の操業管理システムのサーバー更新の延期でございますが、これは、サーバーのベンダーさんといろいろ協議しまして、今年の中身のソフトを更新いたします。ハードについては、これはまだ十分来年まで信頼性が持てるという判断から、ハードについては来年更新をするということで、当初、年度初めに考えていた計画を少しこ

れは修正いたしました。

○有門課長（部会長）

よろしいでしょうか。

ほかに、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

最後にまた、全体を通してのご質問等もいただく時間を設けますので、議題の方を進めさせていただければと思います。

議題の2でございます。

環境モニタリング測定結果ということで、大阪市が大気中の環境測定をさせていただきますが、大阪市からご説明をさせていただきます。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局産業廃棄物規制担当、谷野でございます。座って説明させていただきます。

それでは、資料2の平成28年度環境モニタリング調査について、ご説明をさせていただきます。

こちらは、JESCO大阪事業所のPCB廃棄物処理施設の稼動に伴います周辺環境への影響を把握することを目的として、大阪市としてJESCO大阪事業所の操業開始前、平成17年度から毎年夏と冬の年2回、大気質についての環境モニタリング調査を実施しているところでございます。

今回、平成28年度の夏季調査の結果についてご報告をさせていただきます。調査場所としましては、例年と同様、JESCO事業所地点の1カ所と、JESCO事業所に最も近い住居地域の地点ということで、桜島地点の1カ所の合わせて2地点で定点調査を実施しております。調査結果につきましては、一番下の3番のところにお示ししておりでございます。PCBについて見ますと、それぞれ0.69ng、0.74ng、ダイオキシン類につきましても0.016pg、0.04pgということで、あと、ベンゼン以下につきましてもごらんいただいているような値になっているということで、一番右に掲げております環境基準値等と比較しても非常に小さい値となっております。

以下、次のページはこれまでの経年変化ということでお示しをしております。3ページのダイオキシン類の測定結果について、グラフ化したものをおつけしておりますが、JESCO操業開始前の測定結果と比較しましても、特に数値が上がっているという状況にはなっていないということで、このような結果から、JESCO大阪事業所による環境への影響はほとんどないと考えております。

以上でございます。

○有門課長（部会長）

ただいまの大阪市の報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

特によろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

続きまして、議題の3番に移らせていただきます。

本日は環境省がご出席でございますので、議題の3番、今年度改正施行されました改正 PCB 特措法につきまして、ご説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○福井課長補佐（環境省）

環境省産業廃棄物課の福井と申します。本日はよろしくお願いたします。座ってご説明いたします。

資料3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。平成28年改正 PCB 特別措置法の概要でございます。

資料はスライド2ページ刷りになっておりまして、それぞれのスライドの右下に番号がございますので、そちらに基づいてご説明します。スライド番号1の下、2がちょっと見えなくなっておりますが、2番の法律の概要についてでございます。

まず、背景についてはもう皆様既にご案内のとおりでございますけれども、高濃度 PCB 廃棄物につきましては、全国5カ所の JESCO の事業所によって処理をさせていただいておりますところで、計画的処理完了期限までに確実な処理をするということで、今回の法律改正をさせていただいております。

改正の内容は主に4点ございます。まず、1点目が PCB 廃棄物処理基本計画の閣議決定でございます。こちらはこれまで環境大臣が定めるものとしておりましたけれども、政府が一丸となって取り組むため、今回、計画を閣議決定に変えるということでさせていただいております。こちらの計画につきましても、7月26日に閣議決定いたしまして、内容についても充実をさせて決定させていただいております。

次に、2点目といたしまして、高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付けでございます。

今回の改正によりまして、保管事業者さんは、計画的処理完了期限の具体的には1年前までに処分を義務付けするということをいたしまして、義務違反に対しましては改善命令をかけることができる。また、その命令違反の事業者に対しては罰則を科すということで規制を強化させていただいております。また、市中にはまだ使用中の高濃度 PCB 使用製品もございまして、こちらの所有事業者さんに対しても同じく1年前までに使用を廃止するということで、廃棄の義務付けをしております。電気事業法という法律がございまして、そちらの電気工作物に該当するものは、この法律と同じく措置を講じまして、1年前に使用を廃止する必要があるということで義務付けをしております。

3点目に報告徴収・立入検査権限の強化でございます。

これまで法律では、PCB 廃棄物を所有している事業者に対しての報告徴収・立入検査を行うことができましたが、今回の改正によりまして、PCB 廃棄物を所有している可能性のある方、おそれのある方に対しても報告徴収・立入検査を行うことができるということで権限を強化させていただいております。これにより先ほどから議論になっております掘り起こし調査についても、こういった法的措置も講じつつ、掘り起こしを積極的に行っていたといたすという対応をとることとしております。

最後、4 点目といたしまして、高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行でございます。

PCB 廃棄物の処分につきましては、一義的には保管事業者さんの責務として行っていたこととなりますが、現時点におきましても既に所有が不明の PCB 廃棄物がございませぬ。こういったものにつきまして、最終的な手段といたしまして、都道府県等が代執行を行うことができるという権限の強化をさせていただいております。

1 枚おめくりいただきまして、スライド番号 3 でございます。

今回の改正を議論するに当たりまして、期限内処理を確実にするというところで、どのようなステップを踏んでいく必要があり、こういった法的措置があるか、有識者の先生方にご議論いただきまして、ここのスライドにまとめたものでございます。今回の改正の内容の背景に当たるとお考えいただければと思います。

今回、下の図にありますような 3 つのステップが必要であると。考えれば至極全うな、当然なステップではございますけれども、まず、1 点目といたしまして、高濃度 PCB 廃棄物及び使用中の製品の掘り起こし調査が完了し、全てが把握されること。まず、全体像を把握することが必要であると。また、2 点目といたしまして、使用中の製品に関しましては全ての使用を終了すること。そして、それらを受けまして、届出がされた全ての高濃度 PCB 廃棄物について JESCO への処分委託が行われ、その後、速やかに廃棄物が JESCO に搬入され適正に処分されることというこの 3 点のステップを踏んでいく必要があるということで、先ほどご説明差し上げた法改正の内容がそれぞれのステップに対して講じた措置であるということになっております。より詳細にそれぞれの課題についてまとめたものがスライド 4 以降の資料でございます。

まず、スライド 4 の資料でございますが、期限内処理の達成に向けた課題の 1 つ目といたしまして、掘り起こし調査の強化でございます。先ほども少しご説明いたしましたが、PCB 廃棄物の保管の届出を義務づけしておりますけれども、まだ全てが届出られている状況では残念ながらございませぬ。こちらにつきましては、都道府県市様が精力的に掘り起こし調査を現在行っているところですが、その調査手法といたしましては、あくまで任意のアンケート調査でございます。こういった調査は一般的に行いますと大体回収率は 5 割でございます、それに対してフォローアップ調査などもかけていただいております、フォローアップ調査をかけるとまたその半分、25%ぐらいが回収できるというようなところでございまして、先ほど和歌山県さんの総ざらいの話もありましたが、何度やっていたかということもございまして、そういったところをシ

ラミ潰しにしていくというのが状況でございます。

ただし、こういった任意のアンケートでは限界がございますので、法的な措置を講じるということで先ほどの報告徴収・立入検査というような権限を強化させていただきまして、こういったものの掘り起こしを確実に終わらせるということを措置しております。

次のページにいていただきまして、スライド番号5でございます。

そういった PCB の使用製品、廃棄物の状況を把握したところでもまだ使用中の製品というものがございます。こちら表をまとめてございますけれども、全国でいまして、トランス類がまだ 550 台、コンデンサ類が 6,400 台、安定器類で 9 万 5,000 個程度が使用中であるということが把握されております。経済的な観点からもまだ使えるものは使うというようなところで、使用中の部分が相当数あるということでございますが、これらについてはもう既に 40 年以上の時がたっているということもありまして、推奨される使用期限というのも確実に過ぎていくものです。こういったものに関しては、まず、行政指導レベルで速やかな廃棄を進めていただくとともに、今回の法改正で遅くとも計画的処理完了期限の 1 年前には処分をしていただくということを義務づけさせていただいたところなんです。

次に、スライド番号6でございます。

このようにして全てを PCB 廃棄物としてしたといたしましても、処分委託が見込めない事業者さん、これもまた残念ながら相当数あるということでございます。先ほどの和歌山県さんの総ざらいの中でも費用面の問題や、そもそも事業者さんがもう倒産等をして不明になっているということもございます。現在、把握できているところで PCB 特別措置法に届出られていると、高濃度 PCB 廃棄物を保有しているという者に対して、JESCO への処分委託に向けた登録をしているというところの割合をこのスライドの表にまとめております。全国でいまして、トランス類が届出がなされているうちの登録数がまだ 55%、要するに未登録が 45%あるということになります。コンデンサ類は 92%が登録されていますが、安定器は 15%にとどまっています。これを確実に 100%にして処分を速やかにしていくということが必要になりますので、こちらについても処分委託の義務づけという強化を行いまして、速やかにそういったところに導いていく必要があるということになります。

最後にまとめてございますが、最後のスライド、こちらスライド番号がちょっと隠れておりますが、7 番になります。

今回の改正法の措置のフローでございまして、赤字のところは今回追加的に措置をしたところになります。まず、全体の今後の進捗管理を行っていく計画を政府全体でまとめさせていただきまして、こちらについては、政府も率先して実行するというようにしておりますし、1 年ごとに今後の処理の見込みについて更新をさせていただくということも記載しております。

まず、最初の総量を把握するための掘り起こし調査に対して、報告徴収・立入検査の

権限を強化させていただきまして、使用製品、廃棄物、ともにまず届出を行っていただき、量などを把握すると。JESCOさんの処理計画に役立てていただくというために届出も行いますし、廃棄や処分の義務付けをしております。それが残念ながらされない場合には、1年前から改善命令、罰則をかけつつ、最終的には代執行で処理をすることで期限内の処分を実現するというので、確実な処分をこの体制によって全力で尽くしていきたいと思っております。8月1日にこの法律を既に施行してございまして、環境省としましては、こういった内容を事業者さんにも周知するため、事業者向けの説明会というものも昨年は6カ所で行っていたものを今年は19カ所に拡大して、こういった制度の周知・徹底を図るとともにさまざまな掘り起こし調査の支援など予算措置を講じて取り組んでいきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。ただいまの環境省からのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。何かございますでしょうか。

中地先生。

○中地外部有識者

一番最後のスライドで、改正法の措置のフローということで、処理期限内の1年前に改善命令をかけて代執行するということになってはいますが、改善命令をかけて、その後、業者がやりますよと答えても、すぐJESCOさんに出さなかつたりすれば、処理期限に間に合わないのではないかと。JESCOさんの各事業所の最後の1年というのは、極力、1年前までに処理は終わるということになってはいますが、実際、処理ができるのかどうかということと言うと、こういう時間的なペースでは間に合わないのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○福井課長補佐（環境省）

ありがとうございます。まず、JESCOさんの今の処理計画というのが、ご指摘いただきましたとおり、その前の年、計画的処理完了期限の前までには、その処理の能力をほとんど使った形で平準的に処理していただいて、最後の1年というのはある程度の処理能力に余裕を持った形で処理をしていただくということになっております。現在もその処理能力を最大限活用して処理をしていただいている間でも、処分委託を行ってから1年以内には処理をするようなペースで行っておりますので、最終年はその分余裕がありますので、少し早く処理ができるのではないかなと思っております。

とはいえ、その処分委託をしてからも時間のタイムラグというのは十分あり得るものだと思いますので、その1年というのをできるだけ早く、前段階から改善命令や

代執行の計画を立てて、この期限に入ったら速やかにそういった措置を講じていくということが必要なのではないかなと思っております。

環境省としましても、今年度から代執行に対しての支援のあり方というのを検討しております。具体的には代執行を行って資金求償をするということになります。それがなかなかうまく進まない場合に、国としてそういったところの自治体の代執行費用を支援するための出捐金等の要請を関係事業者とも進めておまして、そういったものをこの時点からやっていくと。一番早い地域、北九州エリアでもまだ2年先ということでもありますけれども、現段階からそういったものを準備して、残り1年の期間になった時点では速やかに改善命令、代執行等を行えるように体制を今から整えていくということが重要ではないかと思っております。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。中地先生、よろしゅうございましょうか。

基本的には、やっぱり掘り起こしを早く終了するというのが一番大事だと私どもは考えておまして、法的に改善命令とかが執行できるのが最後の1年ということになるわけですけれども、それまでに十分にその事業者に対する指導なりを行った上でこの期間を迎えれば速やかに執行ができるように、命令等がかけられるようにやっていくことが肝要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

ほかに何かご意見等がございましたら、全体を通じて今回の説明等につきまして何かございましたら承りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。ちょっと予定時間のほうが迫っている時刻で、まことに恐縮ではございますけれども、ありがとうございました。

私どももご用意しておりました議題は以上でございます。これにつきまして、今後とも、本日いただいたご意見等をいただきまして、私ども大阪市といたしましては、JESCOの事業が滞ることなく適切安全にやっていただきますよう指導等を強めていきたいと考えてございますし、2府4県の20自治体にとりましても、保管事業者に対する規制等の強化を続けていきたいと考えてございます。

本日はありがとうございました。マイクを司会のほうに返させていただきます。

○棚橋係長（司会）

皆様方には、長時間の会議でご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様方と調整の上決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。